

三根みどり保育園利用者の皆様

意見・要望等を解決するための仕組みの導入

－利用者とのコミュニケーションの活性化を目指して－

個人の尊重と自立支援を柱とした、社会福祉の在り方を見直すための改革が進められ、平成12年6月に「社会福祉法」が成立しました。

三根みどり保育園でもこのような法改正の趣旨に沿って、利用者とのコミュニケーションの活性化を目指して、「意見・要望・苦情・不満(以下「要望等」とする)を解決するための仕組みに関する規程」を設け、利用者皆様の要望等に的確に応え、よりよい保育園づくりを進めて参りたいと考えております。お気づきのことがあれば、どんな小さなことでも結構ですので、積極的に保育園に対してご要望下さるようお願いいたします。なお、仕組みは次の通りです。

目 的

- 1, 要望等への適切な対応により、利用者の理解と満足感を高めることを目的とします。
- 2, 利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者が保育サービスを適切に利用することができるよう支援する事を目的とします。
- 3, 納得のいかないことについては、一定のルールに沿った方法で円滑・円満な解決に努めることを目的とします。

解決の体制

1, 解決するための園内体制について

保育園に関する要望等を解決するため、三根みどり保育園では園長をその責任者とし、主任保育士を受付担当職員と決めました。保育園に関する要望等は担当職員へ、お申し出下さい。

- (1) 解決責任者 園長 古賀 利郎
- (2) 受付担当者 主任保育士 山口 紀子

2, 解決のための第三者委員について

直接保育園に言い難いことや、何度言っても解決しないようなことを解決するため、第三者委員として次の2名の方に依頼しました。第三者委員へ直接、要望等を申し出られるか、または保育園への申し出に際し立ち会いをお願いする等ができます。

- (1) 第三者委員 中村 宗子(みやき町主任児童委員)
住 所 : 三養基郡みやき町大字天建寺468-4
電 話 : 0942-96-3494
- (2) 第三者委員 中島 美砂子(みやき町民生委員・児童委員)
住 所 : 三養基郡みやき町大字東津648-11
電 話 : 0942-96-3515

申 出

- 1, 意見箱に備え付けの用紙を使用し、保育園の意見箱に投書して下さい。
- 2, 解決責任者である園長へ直接申し出ることができます。
- 3, 保育園でお願いしている第三者委員へ直接申し出ることができます。

解決の記録と報告

受け付けた要望等は、受付担当者から解決責任者である園長、関係職員へ回覧し、円滑・円満な解決に努めます。

第三者委員への報告を原則としますが、申出の方で第三者委員への報告を拒否される場合は報告をしませんので、その旨を用紙にご記入下さい。匿名の手紙、電話等による要望等は全て第三者委員へ報告します。

解決の通知

受付けた要望等は、解決責任者より所定の用紙により、改善されたものの通書、調査を実施したことの報告書または調査を行わない旨の通知書さらには、申出者に直接の回答をもって通知します。

解決の公表

個人情報に関するものや申込者が拒否した場合を除いて、要望等の解決について、ホームページにおいて公表し保育園の改善に務めます。

社会福祉法人みどり福祉会
三 根 み どり 保 育 園
電 話 0942-96-3413